

# 第24期宝塚市農業委員会

## 令和3年第4回議事録

(2021年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和3年4月20日

(2021年)

宝塚市農業委員会

## 第24期 宝塚市農業委員会 令和3年第4回議事録

1. 日 時 令和3年(2021年)4月20日(火)13時58分~15時00分
2. 場 所 宝塚市役所 3-3会議室
3. 委員定数 13人
4. 出席委員 13人
  - 1番 平塚 三郎
  - 2番 今里 浅一
  - 3番 阪上 勝弥
  - 4番 山添 令子
  - 5番 中西 瞳
  - 6番 阪上 秀一
  - 7番 塚本 俊昭
  - 8番 中西 恵子
  - 9番 平井 公雄
  - 10番 林 五郎
  - 11番 上田 健
  - 12番 嶽 広行
  - 13番 篠木 秀夫
5. 欠席委員  
なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員 5人
  - 阪上 榮造
  - 辻井 利全
  - 東 勉
  - 福井 仁
  - 和田 秀彰
8. 欠席農地利用最適化推進委員  
なし
9. 事務局  
事務局長 藤田 裕之、係長 木村 晴彦、事務職員 鈴木 恒、岡田優花里
10. 議 題
  - 1 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
  - 2 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
  - 3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

- 4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用集積  
計画決定の件
- 5 議案第25号 特定農地貸付（市民農園開設）承認申請の件
- 6 報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
- 7 報告第29号 農地・農家台帳記載願の件
- 8 報告第30号 盛土承認願の件
- 9 報告第31号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の  
証明の件

## 令和3年 第4回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和3年4月20日

開会 午後1時58分

○林会長 定刻より2分前でございますが、全員御参加に御出席でございますので、またそろいましたので、ただいまから第24期宝塚市農業委員会の令和3年の第4回の総会を開催させていただきます。

○林会長 それでは事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

本日の議事録署名人は、7番 塚本委員、8番、中西恵子委員をお願いしたいと思います。  
事務局から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

○事務局長 (諸般の報告)

それでは、今の関係につきまして、何か御意見、御質問等ございますか。  
特にないようですので、それでは議事に入ってまいりたいと思います。

それでは、議案第21号について、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

○事務局 議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

2件でございます。

1件目が、申請人、譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さん、持分2分の1。(住所)、(氏名)さん、同じく、持分2分の1。所在が、波豆字大北(地番)、外3筆。地目は田。地積は2,302㎡、4筆の合計です。譲受人さんの耕作面積は、6,986㎡。家族人数は1人。調査書につきましては、3ページに記載の別紙のとおりで、後ほど御説明いたします。権利の種類、所有権。その他としまして、申請地は、波豆字大北(地番)、田、1,388㎡。波豆字大北(地番)、田、330㎡。波豆字大北(地番)、田、70㎡。波豆字大北(地番)、田、514㎡でございます。

位置図につきましては、7ページでございます。

続きまして3ページ、農地法第3条の調査書を読み上げさせていただきます。

審査の基準第2項第1号、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力などの状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるために該当いたしません。

第2項第2号、譲受人は個人であるため、適用ありません。

第2項第3号は信託ではありませんので、適用ございません。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間300日でございます。

第2項第5号、下限面積は、譲受人が耕作の事業に供すべき対象農地は、当該地区の下限面積30aを超えております。

第2項第6号、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号、申請地は、野菜(ナス)の栽培として利用される予定です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考

えられます。なお、4月7日事務局2名、農業委員会会長、農業委員3名、推進委員1名が申請者の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

4ページ、法人ではございませんので全て該当いたしません。

2件目いかせていただきます。2ページに戻ってください。

譲受人、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さん、持分2分の1。(住所)、(氏名)さん、持分2分1。所在地は、波豆字湯谷掛(地番)、外5筆。地目は田。地積は4145㎡、6筆の合計。譲受人の耕作面積はゼロ。家族人数は3名。調査書につきましては別紙のとおりでございます。権利は所有権。申請地は読み上げ省略させていただきます。

この方新規就農者であるため、波豆地区農会長同意書添付されております。

位置図につきましては8ページでございます。

調査書の中身を読み上げさせていただきます。5ページをお願いします。

第2項第1号、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況などからみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号、譲受人は個人であるため、適用いたしません。

第2項第3号、信託ではございません。

第2項第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。専業従事者3名で、それぞれ年間40日の従事予定です。下限面積は、30aを超えております。

第2項第6号、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号、申請地は、水稻と野菜の栽培として利用される予定で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

同じく、4月7日農業委員会のほうで立ち合いに行かせていただいたところ、申請地並びにその周辺農地の利用状況等確認をいたします。

同じく法人ではありませんので、6ページの第3号の第1号から3号には該当いたしません。

読み上げさせていただいた位置図は7ページ、8ページにそれぞれございます。

○林会長 地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

波豆地区、上田委員さん。

○上田委員 先ほど御説明いただいた譲受人(氏名)さん、もう一人は(氏名)さん、この(氏名)さんの土地は、大部分は営農されておりますが、一部管理地という形になっている部分も若干ございます。その辺も引き続いてきちっと営農していただくということが必要だと思います。

それと、(氏名)さんにつきましては、新規就農者であるという点から見守りが必要だと思います。

それ以外については特に問題ないと思っております。

○林会長 その他農業委員さん、推進委員さん、何か御意見、御質問等ございますか。

何も意見がないようでございますが、(氏名)の息子さんということで、退席お願いできますか、採決に際しまして。

( (氏名) 退席)

採決に移りたいと思います。

農業法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、1名 (氏名) が出ておられますが、残りの方が全員賛成でございますので、許可することといたします。

( (氏名) 入席)

○林会長 続いて、議案第22号について、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

○事務局 議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

届出者は、(住所)、(氏名) さんです。所在地ですが、上佐曾利字地蔵面(地番)。地目は田です。地積が2,947㎡のうち0.2662㎡となります。耕作者は、同じく森田文男さんです。転用目的は、太陽光発電の設備設置となっており、構造については12ページを御覧ください。12ページは設置図面になります。施設の面積ですが、1,009㎡で、実質営農型発電設備の下部農地面積となっております。その他としまして、農振農用地区域内の農地です。

位置図は11ページになります。

○林会長 地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

平井委員さん。

○平井委員 特に問題はありません。

○林会長 その他農業委員さん、推進委員さんで何か本件に関しまして、何か御質問、御意見等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

農業法第4条第1項の規定による許可申請の件について、県への進達することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、進達することといたします。

続いて、議案第23号について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

○事務局 議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

まず2件ありまして、1件目ですが、譲受人の方が、(住所)、(氏名) さんです。譲渡人の方は、(住所)、(氏名) さんです。申請地の場所ですが、切畑字センハク(地番)。地目は田です。地積は2,068㎡のうち0.286㎡となります。耕作者は、(氏名) さんです。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。施設の面積は、実質営農型発電設

備の下部農地面積として、1,036㎡あります。権利の種類は、賃借権となります。その他としまして、農振農用地区域内の農地となっております。

続きまして、2件目になります。

譲受人は、(住所)、(氏名)さんです。それで、譲渡人も同じく、(住所)、(氏名)さんです。所在地が、切畑字小林坂谷通(地番)。地目が田となっております。地積が1,762㎡のうち0.291㎡です。耕作者も同じく(氏名)さんで、転用目的も同じ、営農型太陽光発電設備の設置となっております。施設の面積は1,041㎡となっており、権利の種類も賃借権。その他でも同じく、農振農用地区域内農地となっております。

○林会長 この本件につきましては、担当地区者としては私でございます。私もまた他の委員さんと同行して、見ていただいたように、ソーラーを3年前から造られていて、3年ごとに県に報告しなければならないため、現地調査に行ってきた内容でございます。

あれの下には収益80%、下農作物作っていただいて、下に80%の収益があるということで、農業委員会にも報告されているものと思っております。

管理上も別に特に問題等もございません。私としては進達可能だと思っております。

他の農業委員さん、また推進委員さんで何か御意見等ございますか。1、2の関係ですね。特にないようですので採決したいと思います。

1、2の関係、ソーラーシェアリングの関係ですが、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、進達することといたします。

続いて、議案第24号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

○事務局 議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定により農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

農用地利用集積計画設定の一覧表が記載されております。順番に読み上げさせていただきます。

整理番号46番、地番が大原野字西谷(地番)。地目は田。面積224㎡。貸主(氏名)さん。借主(氏名)さん。始期は令和3年5月1日。終期は令和8年4月30日。賃料は、ゼロです。

続きまして、47番、大原野字上藪(地番)。地目は田。1,318㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。始期令和3年5月1日、終期令和8年4月30日。賃料は、ゼロ。

48番、波豆字谷田東掛(地番)。地目、田。1,156㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和8年4月30日。賃料は、ゼロ。

49番、波豆字谷田東掛(地番)。地目は田。1,157㎡。(氏名)さん、(氏名)さん。令和3年5月1日から令和8年4月30日。賃料ゼロ。

50番、大原野字石風(地番)。地目、田。1,400㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和8年4月30日。賃料は、年間5,000円。

51番、大原野字石風(地番)。地目、田。944㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令

和3年5月1日から令和8年4月30日。賃料は、年間4,500円。

52番、大原野字石風(地番)。地目、田。155㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和8年4月30日。賃料は、年間500円。

53番、大原字上淵(地番)。地目、田。1,516㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。賃料は、年間1万円。

54番、大原野字上淵(地番)。地目は田。1,610㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。賃料は、16,500円。

55番、大原野字前中(地番)。地目は田。1,136㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和13年4月30日。賃料は、年間12,360円。

56番、大原野字前中(地番)。地目は田。1,159㎡。(氏名)さんと(氏名)さん。令和3年5月1日から令和13年4月30日まで。賃料は、年間12,600円でございます。

位置図につきましては、22ページから26ページまでにつけられております。

○林会長 農業委員、推進委員共に何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございますので、採決いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、意見等なしと回答いたします。

続いて、議案第25号について、特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件を議題といたします。

○事務局 議案第25号、特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件。別紙のとおり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき承認申請がありましたので、御審議願います。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

今回の議案は、特定農地貸付法により、農園所有者の茶谷様と宝塚市との間で貸し付けの協定を専決した上で今回の議案となっております。

申請者、開設者は、(住所)、(氏名)さんです。場所なんですが、宝塚市米谷(地番)、地目は田となっております。地積は1,315㎡。区画としましては46区画、1区画約15平米となっております。貸付期間は1年間で、募集内容は特にありません。賃料は、年間24,000円で借受者行為制限としまして、建物及び工作物の設置、営利を目的とする作物栽培、貸付農地の転貸、野焼き行為などです。

農園名としましては、その他に書かせていただいておりますが、宝塚米谷農園となっております。

位置図は29ページを御覧ください。

○林会長 地区農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○篠木委員 特に問題はございません。

○林会長 他の農業委員さん、推進委員さん共に何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件について、承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。



(挙手)

○林会長 ありがとうございます。

全員が賛成ですので、承認といたします。

続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。

○事務局 報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

1件ございます。

届出者、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、山本中(地番)。地目、田。地積、562㎡。耕作者、(氏名)さん。転用目的、住宅用地。造成期間、令和3年7月上旬から90日間。建設期間令和3年10月上旬から150日間。施設の概要、木造2階建、7棟です。権利の種類は所有権。その他としまして、水利組合同意書、隣接農地同意書が添付されておりました。

始末書として、平成7年から平成10年頃に敷地の一部に農業用倉庫及び小屋を建築してしまっただけが記載されておりました。

こちらの件につきましては、都市計画法29条の開発案件になります。

位置図につきましては、33ページが農地の部分だけになります。34ページ上部の線ある部分の上の部分が農地の部分で、下の宅地の部分も含めての一体開発になります。

○林会長 地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はないと思います。

○林会長 その他農業委員、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。

報告第29号について、農地・農家台帳記載願の件を報告といたします。

○事務局 報告第29号、農地・農家台帳記載願の件。別紙のとおり、農地・農家台帳への記載の依頼がありましたので、報告します。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

1件ございます。

願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、山本中(地番)。地目、畑。地積は89㎡。所有者は(氏名)さん。台帳記載内容としまして、(地番)同一利用。その他としまして、土地の全部事項証明書が添付されております。こちらにつきましては、令和3年2月19日に法務局において宅地から畑への変更の登記が添付されておりました。

位置図につきましては、37ページになります。

○林会長 地区担当農業委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。

阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 こちらも問題ないと思います。

○林会長 その他農業委員さん、推進委員さんで本件に関して何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。

報告第30号について、盛土承認願の件を報告いたします。

宝塚市農業委員会

○事務局 報告第30号、盛土承認願の件。別紙のとおり、盛土承認願の届出がありましたので報告します。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

これも1件ございます。

願出人、(住所)、(氏名)さん。申請地、南ひばりガ丘(地番)、(地番)。それぞれ田。面積につきましては、614㎡と69㎡。耕作者は(氏名)さん。盛土する理由につきましては、台風時及び一時的豪雨により田に入水して、植木等作物に害があるためという理由が記載されておりました。工事期間につきましては、令和3年4月10日から150日間。こちらにつきましては、長い期間というのは一時的に一遍に土を入れるというわけではなくて、ちょっとずつ入れていくということをおっしゃられていました。盛土の高さにつきましては、80センチから100センチ。その他としましては、水利組合同意書が添付されておりました。

位置図につきましては、40ページの斜線の部分になります

○林会長 地区担当農業委員さんの御意見を伺いたいと思います。度々申し訳ないですが、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 こちらも特に問題はありませんでした。

○林会長 その他農業委員さん、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございますので、最後に、報告第31号について、相続税及び贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を、報告といたします。

○事務局 報告31号、相続税及び贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項及び第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。令和3年4月20日宝塚市農業委員会会長林五郎。

1番から説明します。

1番が贈与の引き続き納税猶予。2番、3番が相続税の納税猶予という形になっています。

申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年2月16日から令和3年3月2日。耕作面積、5,304㎡。納税猶予農は全て自作で、6筆ございまして、山本丸橋(地番)、外5筆。合計5,304㎡。証明年月日は、令和3年3月2日。

位置図につきましては43ページの斜線の部分になります。

引き続き2番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年3月8日から令和3年3月15日。耕作面積は5,244㎡。納税猶予農につきましては4筆ございます。山本丸橋(地番)、外3筆。合計5,244㎡。証明年月日は、令和3年3月15日。位置図につきましては44ページ、44ページの斜線の部分4筆になります。

続きまして3番、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年3月27日から令和3年3月23日。耕作面積は1,447㎡。納税猶予農につきましては2筆ございまして、小林(地番)、外1筆。全て自作地で合計1,447㎡。証明年月日は、令和3年3月23日です。

位置図につきましては46ページ、47ページの部分になります。

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。

農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案5件、報告4件について審議等は終了いたしました。

10番(会長) 林 五 郎

7番 塚 本 俊 昭

8番 中 西 惠 子